

EU

新型コロナウイルスとウクライナ危機に揺れるV4諸国の自動車産業とEU支援

21世紀政策研究所研究委員
一般財団法人API 客員研究員兼CPTPPプロジェクト・スタッフディレクター

鈴木 均



2019年2月に発効した日EU経済連携協定(EPA)の恩恵により、同年の欧州連合(EU)の日本向け輸出額は前年同期比で6.6%増加し、日本のEU向け輸出額も6.3%増加した。EUの域内平均を上回る成長率を達成するヴィシェグラード4カ国(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア4カ国、以下V4)、中でもポーランドとハンガリーは日系自動車メーカーの工場に加え、ドイツ、フランス、イタリア勢をはじめ、部品サプライヤーも軒を連ねる自動車産業の拠点である。人材獲得競争が起きているポーランドでは、コロナ禍以前の2019年時点で既に200万人近いウクライナ人の出稼ぎ労働者が働いていたと言われている。

EUの中では成長著しいV4諸国だが、ポーランドとハンガリーはEUとの関係で問題を抱えている。シリア難民の流入などを受け、右派政権はEU加盟国が共有する価値の一つ、法の支配に背を向けている。ポーランドは憲法裁判所の権限を制限し、政府に批判的な裁判所判事の政治的罷免を行い、同国憲法がEU法に優越するとの判決を出した。ハンガリーは海外NGOに対して差別的情報開示を要求し、移民・難民に対する処遇の悪

化が懸念される。

ポーランドとハンガリーは日系自動車産業にとってEU単一市場への輸出拠点であり、両国の「挑戦」は輸出環境の悪化につながりかねない。新型コロナウイルスの流行を受け、EUは加盟国を支援する復興基金を立ち上げたが、欧州司法裁判所は2022年2月にポーランドとハンガリーの異議申し立てを退け、法の支配に反する両国へのEU支援の停止措置を合法とする判決を下した。

対照的に、ドイツ系メーカーが拠点を抱えるチェコの企業城下町ウルフラビでは、工場に再生可能エネルギーを大規模導入し、CO₂排出を1/10以下に削減した。さらにEU支援によって水質改善にも取り組み、リゾート地のステータスを取り戻している。プロジェクト総額の半額以上をEUの構造基金が賄っており、支援内容は地域格差是正のためのインフラ整備と環境保護、都市再生の合わせ技となっている。ここにコロナ復興支援が上乗せされる。このようなEU支援からポーランドとハンガリーが外される影響は大きい。

EUによる次世代バッテリー開発支援も注目を
(次頁に続く)

要する。航空機大手エアバスにちなみ、エアバス・バッテリー構想と通称される欧州バッテリー同盟（EBA）は、R&D支援に加え、原料の調達も含むサプライチェーン構築支援をも包括する。目的は、技術開発、資源調達、生産における域外依存度の低下と自給である。2035年以降の化石燃料車の実質販売禁止を打ち出したEUは、電動車（EV）へのシフトを急いでいる。日本でも現在主流のリチウムイオン電池に代わる全固体電池の開発が進むが、中国と韓国はハンガリーにおける電池生産への投資を積極化している。ハンガリーは冷戦期よりコメコンの下でバス製造に特化しており、中国からの投資を受け、中国メーカーのハンガリー製EVバスがEU市場に流通することになる。

こうしたEU支援は、ウクライナ危機によりどのように変化するのか。ロシア産天然ガス供給の

リスク顕在化を受け、欧州委員会は3月8日、「（ロシア大統領）プーチンの仕掛けた戦争が、クリーンエネルギーへの転換を加速させる緊急性を際立たせた」とツイートした。エネルギー輸入先の多様化と再生可能エネルギーを拡大する決定の正しさが証明された、との主張である。両国では短期的には、シリア難民と異なり、いわばキリスト教徒の同胞であるウクライナ人を匿うため、当面は外国人嫌悪が噴出しにくい可能性がある。しかし事態が長期化して負担が増すと、不満の受け皿として右派政権の支持率が微増することも考えられる。受け入れに伴うコストを支援するため、両国の法の支配への「挑戦」が続いているにも関わらず、EUはむしろ支援を積み増さざるを得ない状況も想定される。それは価値の共有の上に成り立つEUにとり、今以上に深刻なジレンマとなる。

中国

セミナー「中国の重要政策を展望する～科学・マクロ経済・新疆問題」を開催



「中国情勢に関する研究プロジェクト（研究主幹 川島真・東京大学教授）」では2月1日、会員企業から約200人の参加を得てオンラインセミナー「中国の重要政策を展望する～科学・マクロ経済・新疆問題」を開催しました。「科学」「ポストコロナのマクロ経済」「新疆」の視点から中国

の重要政策を分析しました。概要は次のとおりです。

■科学でかなえる「中国の夢」～国境からはみ出る習近平の国内ガバナンス（益尾知佐子・九州大学准教授）

習近平国家主席は、中華民族の偉大な復興と人

類運命共同体実現に向けて科学技術を最重要視している。科学者への支援に加え、陸・海・空・宇宙を一体とする新型インフラ建設、国土と管轄海域に張り巡らした空間ネットワークによる監視管理の強化を進めている。名目は国内ガバナンスの強化だが、この空間ネットワークは地球全体をカバーすることから、世界の安全保障のあり方が問われる。また、中国漁船には北斗衛星を利用したシステム端末が搭載され、当局は漁船の出入港、漁獲量を管理している。漁民にとっても、海上で好漁場の位置や水産物の市況を確認できるほか、乗組員の家族との通信や補助金の受領なども可能であるため便利なシステムとして受け入れられている。

■ポストコロナの中国のマクロ経済政策～「三本の矢」はどう放たれたか（梶谷懐・神戸大学教授）

第一の矢は、迅速かつ大胆な金融緩和。第二の矢は財政政策（ただし、個人や業者への現金給付には消極的で社会保険料の減免も不十分）。第三の矢はポストコロナの成長戦略（5Gによる新型インフラ建設と国内大循環の二本柱）。巨額の利益を得るIT企業たたきは、中国がこれまで行ってきた「目立つものをたたく」手法であり、格差や社会の分断の克服と「共同富裕」の実現を印象

付けている。

■新疆問題の諸相（熊倉潤・法政大学准教授）

新疆問題では、在外ウイグル人や欧米からの批判と中国側の論理との間で大きな隔たりがある。先端技術と人海戦術による監視が強化され再教育施設への収容は100万人を超える。ウイグル人のエリートやアイドルを含む著名人に加え、産児制限を超えた出産などを理由に一般市民が拘束される事例が報告されている。中国側は監視や収容もテロや脱貧困への対策であるとし、ジェノサイド論に対しても人口は増えていると主張する。強制労働が疑われる綿花の収穫への動員についても中国側は自発的なものとしている。

<パネルディスカッション>

講演後、川島研究主幹をモデレーターに、益尾、梶谷、熊倉の3氏によるパネルディスカッションを行った。

「中国の新型インフラ建設は、相手国の実情に応じて普遍的価値などを持ち出すことなく支援している。これによりローコストで全世界へ公共財を提供するねらいがある」「地球規模の空間ネットワークへの対応として、中国の情報を読む努力、中国に情報開示を求める努力が必要である」などの指摘があった。

（主任研究員 千葉裕子）

国際関係

セミナー「2022年の国際関係を展望する」を開催

2月8日、会員企業幹部260名の出席を得てオンラインセミナー「2022年の国際関係を展望する」を開催しました。同研究所の佐橋亮客員研究委員（東京大学東洋文化研究所准教授）が登壇。昨年から現在までの国際情勢を振り返るととも



（次頁に続く）

に、22年に日本企業が留意すべき国際関係の着眼点を解説しました。概要は次のとおりです。

■現在までの国際情勢

現在の世界は「協調力の弱い世界」といえる。

まず、米中対立が固定化してきている。伝統的な安全保障分野（軍事分野）のみならず、経済分野、科学技術分野においても両国が対立している。

次に、ロシアと欧米の関係がウクライナをめぐる緊張関係にある。ロシアの欧米に対する不信は、NATOの東方拡大に起因するものと考えられる。しかし、プーチン大統領が単なる脅しとしてロシア軍をウクライナ国境周辺に動員しているのか、それとも、単なる脅しではなく、北京五輪終了後に一気に侵攻するつもりであって、欧米との外交はロシア軍のさらなる動員を進めるための時間稼ぎにすぎないのかは定かでない。現時点で明らかな事由は、ロシアの欧米への不信が強くプーチン大統領の判断を合理的に読むことが難しいこと、そのため懐柔をもくろむ米欧の外交努力も奏功するとは言いづらいことである（※セミナー開催時点の情報に基づく見解）。

さらに、先進国と途上国の立場の相違が、人権やグリーンをめぐる顕在化している。先進国の人権やグリーンをめぐる言説が普遍的であるとはいいがたい状況である。

このような協調力の弱い世界がこのまま維持されれば、グローバル化の進展に大きな影響を与え、ビジネス活動や生活に大きな影響を及ぼすことが予測される。

■22年の展望

まず、コロナ禍による経済社会関係のダメージがインド太平洋全般で依然として強いため、22年は「コロナ禍のダメージを回復できる糸口をつか

めるか」が問われる年といえる。

次に、今年は選挙の年でもある。韓国大統領選挙、フランス大統領選挙、中国共産党大会、米国中間選挙と22年は「政治の季節」がやってくる。

さらに、経済安全保障推進法、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の改定を控えていることを踏まえると、日本では本格的に「安全保障を議論する年」ともいえる。

その他、喫緊の問題としてウクライナをめぐる情勢も重要となるだろう。

また、より長期的な視点で検討すると、米中対立が重要となるだろう。米中間での対話の模索が今後も続くと予想されるが、それは両国が競争姿勢を改めるという意味ではない。米国は、安全保障、人権、台湾を理由にさらに果敢なポーズをとり、中国は報復的なエコノミック・ステイトクラフト（経済的手段を通じた国益の追求）を稼働させるだろう。

■企業活動への留意点

米中対立は、科学技術分野も含めた経済面に及ぶため、米国および中国の政策の応酬が企業における経営課題となる。産業界は、米中対立の影響でグローバル化が制約される現状を踏まえ、「窮屈になる」グローバル経済社会を前提として認識する必要がある。そのうえで、情報収集やサプライチェーン見直しなど多面にわたる対応が求められるだろう。

（研究員 三木洋美）

報告書「ポスト/ウィズコロナ時代における国際経済法の諸課題と日本企業の国際的リスクへの法的対応」公表

「国際法研究プロジェクト（研究主幹 中谷和弘・東京大学大学院法学政治学研究科教授）」では、2020年度及び2021年度の研究成果をとりまとめ、2月、報告書「ポスト/ウィズコロナ時代における国際経済法の諸課題と日本企業の国際的リスクへの法的対応」として公表しました。

本報告書では、新型コロナウイルスにより顕在化した国際経済法の諸課題と日本企業の国際的リスクへの法的対応について、通商、投資、金融を中心に専門家7名が考察しています。

第1章では、第2章から第8章にわたる個々の論考を要約するとともに、経済界がポスト/ウィズコロナ時代において直面している課題について国際法の観点から分析しています。

第2章では、コロナ禍における日本企業のリスクについて、①米中対立リスク、②国際取引契約と地政学的リスク、③為替操作リスク、④エネルギー・資源の供給リスクの4つの観点から分析するとともに、これらリスクへの法的対応策について考察しています。

第3章では、コロナ禍において国際通商ルールはどのように形成・解釈・適用されるか、日本はどのように対応すべきかについて分析しています。

第4章では、投資仲裁制度への批判、投資仲裁に代わり投資裁判所を設置することの問題点等を踏まえて、今後の国際投資保護メカニズムが目指

すべき方向性について明らかにしています。

第5章では、米国における対内直接投資規制の変遷と現状について分析します。対内直接投資には様々な経済効果が見込まれる一方、各国が対内直接投資を促進するにあたっては国家の重要な法益である安全保障を確保するための規制を設けておく必要があります。そこで、豊富な先例を持つ米国の対内直接投資規制を概観しています。

第6章では、コロナ禍における国際金融法ルールの展開について、国家の対外債務の法的規律に焦点を当てて検討しています。

第7章では、感染症を理由にした国際海運の制限について検討します。感染力の高い感染症に対処するための法制は現在存在しません。そこで、寄港国の強化された公衆衛生措置を認めることが、海運の自由化を進めてきた国際法の構造に照らして妥当か否か、国際法上どのような条件において寄港国は海運の制限をすることが許容されるかについて分析しています。

第8章では、ビジネスと人権に関する国連指導原則について検討します。具体的には、欧米各国の政策紹介などを通して、経済界が人権尊重責任を果たせる環境をどうつくるかについて考察しています。

（研究員 三木洋美）

目 次

第1章 全体の概要

第2章 ポスト・コロナにおける日本企業にとっての国際的リスクへの法的対応：国際法の観点から

エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに
2. 米中对立リスク
3. 国際取引契約と地政学的リスク
4. 為替操作リスク
5. エネルギー・資源の供給リスク

第3章 ポスト・コロナにおける国際通商ルールの形成・解釈・適用と日本のあり方

エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに
2. 国際通商ルールの現状と歴史的位置づけ
3. WTO体制の問題点
4. 国際通商ルールと安全保障
5. Level Playing Field論（公正貿易論）の再登場の可能性
6. ポスト・コロナにおける国際通商ルールと日本

第4章 国際投資保護メカニズムの改革をめぐる課題と展望—ポスト・コロナ時代の社会変容を見据えて—

エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに
2. 投資保護の実体ルールとその解釈基準
3. ISDS改革をめぐる論議
4. ポスト・コロナ時代の社会変容と国際投資保護メカニズムの将来

第5章 アメリカにおける対内直接投資規制の変遷と現状

エグゼクティブ・サマリー

1. 安全保障と対内直接投資規制
2. アメリカにおける安全保障と対内直接投資規制の変遷
3. 2018年外国投資リスク現代化法
4. おわりに

第6章 ポスト・コロナにおける国際金融法ルールの形成・解釈・適用と日本

エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに
2. ソブリン債のデフォルトをめぐる国際法規律
3. コロナ禍における国家債務支払猶予イニシアティブ
4. EU復興基金（次世代EU）
5. おわりに

第7章 感染症を理由にした国際海運の制限と国際法

エグゼクティブ・サマリー

1. 問題の所在：感染症を理由にした国際海運の制限
2. 寄港国に対する受け入れの義務付け
3. 国際保健規則における国際交通の制限
4. 結語

第8章 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

—グローバルトレンドと日本— ポスト・コロナにおけるルール形成の観点から

エグゼクティブ・サマリー

1. はじめに
2. 指導原則成立から10年—なぜ指導原則が受容されているのか
3. 国家の義務—NAP策定からデューディリジェンス法へ
4. 企業が人権尊重責任を果たせる環境をどうつくるか—スマートミックスの政策
5. おわりに—アジアにおける責任あるリーダーとしての日本の役割

<執筆者>（順不同）

中谷和弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
阿部克則	学習院大学法学部教授
伊藤一頼	東京大学大学院法学政治学研究科教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
中島 啓	東京大学社会科学研究所准教授
石井由梨佳	防衛大学校人文社会科学群国際関係学科准教授
山田美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員

What's new

2月1日	中国	セミナー「中国の重要政策を展望する」を開催しました。
2月8日	国際	セミナー「2022年の国際関係を展望する」を開催しました。
2月	国際法	報告書「ポスト／ウィズコロナ時代における国際経済法の諸課題と日本企業の国際的リスクへの法的対応」を公表しました。



21世紀政策研究所

TEL 03-6741-0901

FAX 03-6741-0902

URL <http://www.21ppi.org>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階